

第1回専門部会における検討状況

項目	意見等の要旨	事務局の考え方	計画への反映等
共通	<p>用語の取扱い</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象者の表現が、配偶者、パートナー、女性等と散見している。特別な意味がなければ、できるだけ統一した方がよい。 ・対象者は、男女の別が問われず、同性同士でも使える「パートナー」という言い方がよいのではないか。最初に「配偶者等」とは何なのかを定義して、以下「配偶者等」で統一する。女性を特に保護する事項については女性という言葉を使用することでどうか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「法令」「国の施行通知」「男女間における暴力に関する調査」で書かれている定義等を参酌した上で、計画で使用する対象者の用語を①配偶者、②交際相手、③パートナーに絞り込みます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「第1-1 計画策定の趣旨」の中に、計画で使用する配偶者の定義を明記します。 ・「第1-2-(1)b 一時保護」中、「夫等の暴力」を「配偶者からの暴力」に修正します。 ・「第3-1 基本的な考え方」及び「第4- I 目標1-1 配偶者からの暴力防止に向けた啓発の推進」中、「配偶者以外のパートナー」を「交際相手等のパートナー」に修正します。
目標1	<p>若年層に対する予防啓発の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・デートDV出前講座が学校現場ですごく求められている。法務局の各地区で活動している人権擁護委員には熱心にデートDV講座を行っている方が多いので、そういう人権擁護委員にお願いすれば、お金をかけなくてもできると思うので、ぜひ再開してほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・H23～H25まで、約100校で出前講座を実施し、H27には、各学校独自にDV予防教育を実施できるよう「指導の手引」を作成配付し、活用を図るとともに、HPにおいて法務局・人権擁護委員連合会が実施する「デートDV防止出前講座」の紹介を行っています。 ・引き続き、法務局や道教委と連携し、学校における予防教育の推進を図ります。 	—
目標2	<p>医療関係者等からの通報</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療機関から配偶者暴力相談支援センターや民間シェルターに通報されるケースが多い。好評だった医療関係者対応マニュアルをもう一度作成し、医療機関等に配付してほしい。 ・その際には性暴力被害者に対する対応も含めた内容で検討されてはどうか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・計画には、DVに関する医療関係者の対応マニュアルの活用促進による被害者の発見、保護に向けた連携の取組を盛り込んでいますが、このマニュアルは、策定から年数が経過しており、次年度から改訂版作成を検討します。 	—
目標2	<p>相談体制の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・具体的に書かれている第3次計画に比べると警察の取組が、かなり抽象的であり、後退したイメージに受ける。 ・警察ではここまで行うということが分かるように、もう少し具体的に書いてほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・道警と協議し、具体的な内容とするように修正しました。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「被害者から援助を受けたい旨の申出があった場合の必要な援助」に関する具体的な取組として、現計画で書かれているa～dなど加筆修正します。 ・計画全体に渡り、他の取組についても、具体的な記述を要すると思われるものは、修正しています。
目標5	<p>市町村、関係機関、団体等との連携協力</p> <ul style="list-style-type: none"> ・道内すべての市町村と連携できるよう、民間シェルター活動圏域外の振興局関係機関連絡会議にも民間シェルターが参画できるように配慮してほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・計画には、各地域での問題解決に向けた関係機関、団体によるネットワークの活用による具体的なかつ適切な被害者対応の取組を盛り込んでおり、各地域における一層の連携協力を進めるため、関係振興局における連絡会議への民間シェルター参画について働きかけを検討します。 	—
目標6	<p>職務関係者の研修、人材育成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談者に「重大な判断をさせた」「間違えた回答をしたかもしれない」など心理的に悩む相談員が多いと思う。臨床心理士といったカウンセラー資格研修に相談員が参加する経費に助成を行うような人材育成の取組ができないか。 ・国家資格になっている臨床心理士については、相談員が資格を取得するのは難しいが、人の悩みを聞くという負担をかいぐっている臨床心理士が、悩んでいる相談員に研修を行うといった手だてはあっていい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・計画には、心身の健康が損なわれることのないよう、相談担当職員に対する配慮を記述しており、配偶者暴力相談支援センター職員や婦人相談員を対象にした研修会の中で、臨床心理士など心の専門家による研修ができるよう検討します。 	—